

平成 30 年度 國學院大學特別推進研究助成金 募集要項

1. 目的

國學院大學特別推進研究助成金(以下、「助成金」という。)は、本学の教学の方針に基づき、特定課題による研究を助成し、本学の学術研究の発展に資することを目的とする。

2. 申請対象・資格・条件

- ① 國學院大學特別推進研究助成金の交付の申請をすることができる者は、本学の専任教員であって、当該年度文部科学省科学研究費助成事業に申請をし、不採択となった者とする。
(國學院大學特別推進研究助成金に関する規程第2条第1項)
- ② 特別推進研究助成金の採択を受けた者は、翌年度の文部科学省科学研究費助成事業に申請しなければならない。(國學院大學特別推進研究助成金に関する規程第2条第3項)

3. 採用実績

参考:平成 29 年度採択者 11 名

4. 助成対象とする研究

助成対象とする研究は個人研究又は共同研究とする。

5. 助成期間

交付決定(6月下旬)から平成 31 年2月末日まで

6. 研究助成額

助成金の最高限度額は、5,000,000 円とする。

7. 申請書等のダウンロードについて

Office365 >SharePoint >チームサイト >大学からのお知らせ
>研究開発推進機構事務課からのお知らせ >04. 特別推進研究助成金

8. 提出書類

- ①特別推進研究助成金申請書 …………… (A4 版印刷) 原本1部(クリップどめ)
- ②科学研究費助成事業審査結果(電子申請システムから出力した審査結果開示) …………… 1部
- ③機器備品・用品の購入計画がある場合には、見積書、カタログ等物品を特定できる資料…1部

9. 申請書提出締切日

平成 30 年5月31日(木) 午後4時 厳守 注) 郵送の場合も 5 月 31 日 午後 4 時まで

10. 選考および結果の通知

- ①選考
國學院大學特別研究助成に関する委員会(6月中旬開催予定)により選考を行います。
- ②選考結果の通知
学長から、採択された者に対し、交付の内容及び条件について、6月下旬に本人に通知いたします。

11. 審査方針

- (1) 採択優先順位は、概ね次のとおりです。
- ① 科学研究費助成事業に初めて申請を行った研究者
 - ② 特別推進研究助成金に初めて申請を行った研究者

- ③ 学内の他の研究経費(大学院特定課題研究・学部共同研究費)の研究代表者・研究分担者としての採択状況(※研究資金の不合理な重複や過度の集中を避けるため)。
- (2) 科学研究費助成事業審査結果。
- (3) 過去5年間における科学研究費助成事業公募実績。

12. 國學院大學特別推進研究助成金に関する規定および施行細則より

- ① 助成金の交付を受けた者は、助成対象研究に直接必要な経費以外に使用してはならない。
- ② 助成金は、本学の他の研究費、公私助成金等と混同して使用してはならない。
- ③ 助成金の交付を受けた者は、助成を受けた翌年度の7月末日までに研究成果報告書概要及び研究成果報告書(冊子体)を研究開発推進機構事務課を通じて学長に提出しなければならない。
- ④ 学長は、本助成金による研究成果について公表することができる。
- ⑤ 旅費のうち、「宿泊費」は、國學院大學旅費規程、國學院大學国外旅費規程を上限として実費支給する。「日当」は支給しない。
- ⑥ 助成事業の研究組織における研究代表者、研究分担者及び連携研究者の資格は、本学専任の教授、准教授、助教、講師及び助手とする。
- ⑦ 助成事業の研究組織において、必要がある場合には研究組織の2分の1の範囲内において他の研究機関における研究者を研究分担者又は連携研究者として加えることができる。
- ⑧ 研究代表者が病気等により研究ができなくなる場合には、研究組織において協議し、本学専任の研究分担者又は連携研究者の中から研究代表者を変更して研究を継続することができる。
- ⑨ 本助成金により研究成果を公表するときには、本助成金による助成を受けた旨を付記するものとする。
日本語名: 國學院大學特別推進研究助成金
英語名: Kokugakuin University Grant for Specially Promoted Research
- ⑩ 助成金により購入した機器備品等は、大学に帰属する。
- ⑪ 助成に関する事務は、研究開発推進機構事務課が担当する。
- ⑫ 助成を受けた者が、研究を中止し、又は助成を辞退するときは、すみやかに研究開発推進機構事務課を通じて学長に届け出なければならない。
- ⑬ 助成金を受けた者が、就業規則上の懲戒を受けたときは、助成を取り消すことができる。

13. その他の留意事項

- (1) 連年申請の場合は、2年を限度とします。
(研究対象が同じであれば連年申請とみなされる場合があります。)
- (2) 本助成金の申請額については、応募された科学研究費助成事業の初年度経費を上回らないように申請してください。

14. 個人情報の取扱い

申請書類に含まれる個人情報については、厳重に管理し、國學院大學特別推進研究助成金事業の業務遂行のために利用します。助成を受けた場合、氏名、研究課題名、所属、職、研究報告書等は、公表されます。

15. 研究計画書提出先および申請に係るお問合せ先

学術メディアセンター事務部研究開発推進機構事務課(AMC棟5F)
〒150-8440 東京都渋谷区東四丁目10番28号
FAX:03-5466-9237
TEL:03-5466-0927(内線:358)

以上